

入院患者のうち薬剤管理指導を受けた割合

【指標の説明】

病棟薬剤師の行う業務には、患者の薬物治療の適正化、副作用モニター、持参薬チェック、服薬指導などがあります。特に服薬指導は、薬物治療への理解を促し、服薬コンプライアンスを高めます。薬剤管理指導を行うことは、服薬面から医療の質を向上させることにつながるため、本指標は医療の質を測る1つの目安となります。

【定義】

分子 分母のうち入院中に薬剤管理指導を行った患者数

分母 退院患者数(新生児科、産婦人科退院患者は除く)

岐阜県立多治見病院の推移



全日本病院協会「2024年度診療アウトカム評価事業」より、40病院の平均。

【改善への取組み】

○現状分析

- ・薬剤管理指導料算定件数の推移と未算定事例の傾向把握
- ・算定未達の理由(計画不足、偏り、負担など)を分析

○目標設定

- ・月の算定率62%以上
- ・算定可能患者への週1回以上の算定を目標

○具体策

- ・算定基準の明確化(入院時面談での積極的な算定、算定区分ごとの基準)
- ・算定日のスケジュールを作成し、漏れを防止
- ・指導記録テンプレートの作成による記録内容標準化及び効率化
- ・フォローオン体制でも算定へ繋げるための病棟チーム制の強化

- ・病棟薬剤師全員に算定基準と手順、注意点を周知する
- ・患者一覧を用いて算定日スケジュールを立てる
- ・指導記録テンプレートを用いた記録開始
- ・病棟チーム内における業務フォローオン体制及び若手薬剤師が相談しやすい環境を調整
- ・医療助手による一部定期処方セットを開始

PLAN (計画) → DO(実行)

ACTION (改善) ← CHECK

- ・算定漏れの原因を分析し、フィードバックと対策実施
- ・指導記録テンプレートの改善と拡充
- ・人員配置の見直し(病棟の配置換え)
- ・継続的な教育プログラムの作成

- ・算定件数、算定率の月次チェック
- ・薬剤師ごとの算定実績のモニタリング
- ・面談にて算定漏れ・理由の確認
- ・病棟薬剤師の残業時間の確認

PDCA最終更新:令和7年